

平成 3 1 年 第 1 回 定 例 会

## 文 教 経 済 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 花 田 明 仁

副 委 員 長 工 藤 健

1 開催日 平成31年3月7日（木曜日）

2 開催場所 第3委員会室

### 3 審査案件

- 請願第1号 就学援助制度の充実を求める請願（その1）  
請願第2号 就学援助制度の充実を求める請願（その2）  
請願第3号 青森市立西中学校改築に関する請願（その1）  
請願第4号 青森市立西中学校改築に関する請願（その2）

### ○出席委員

委員長	花田明仁	委員	村川みどり
副委員長	工藤健	委員	木下靖
委員	舘山善也	委員	藤田誠
委員	山本武朝	委員	丸野達夫
委員	中村美津緒		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	経済部次長	横内信満
市民部長	坪真紀子	農林水産部次長	永澤治
経済部長	堀内隆博	農林水産部次長	佐々木秀文
経済部理事	百田満	農林水産部参事	三浦大延
農林水産部長	梅田喜次	農林水産部参事	鳥谷部勝男
教育委員会事務局教育部長	工藤裕司	教育委員会事務局浪岡教育事務所長	山内秀範
教育委員会事務局理事	佐々木淳	教育委員会事務局参事	奥崎文昭
農業委員会事務局長	舘田一弥	市民協働推進課長	杉山潔
市民部次長	加福理美子	関係課長等	
経済部次長	工藤健志		

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 山田達 議事調査課主査 野宮洋子

**○花田明仁委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました請願4件について、ただいまから審査いたします。

最初に、請願第1号「就学援助制度の充実を求める請願（その1）」及び請願第2号「就学援助制度の充実を求める請願（その2）」の計2件については、内容に関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決については、請願ごとに1件ずつ行います。

それでは、両請願に対する市当局の意見、対策等について説明を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）請願第1号及び第2号の就学援助制度の充実を求める請願について、教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第1号につきましては、「就学援助の認定基準をモデル世帯を幾つか挙げて公表すること」、また、請願第2号につきましては、「在学の児童・生徒の世帯への学用品費の支給を5月末でなく、3月に支給するようにすること」というものです。

初めに、請願第1号についてであります。平成30年第4回定例会一般質問において村川議員に御答弁申し上げましたとおり、就学援助の対象となる世帯収入額の目安の公表については、家族構成などにより認定となる収入額が変動し、示された収入額の目安以下でも否認定となることがあるなど、収入額の目安を示すことで保護者に誤解を与えるケースがあること、また、収入額の目安より高くても認定となるケースもあり、その方々の申請機会を抑制するおそれもあることから、幅広く保護者に申請していただけるよう、収入額の目安の公表は控えるという考えであります。

次に、請願第2号についてであります。教育委員会といたしましては、学用品費等の支給時期につきましては、平成25年度まで6月下旬に支給しておりましたが、平成26年度に、学校現場を含めた職員体制や事務処理の見直しを行い、支給時期を1カ月程度早い5月下旬としたものであります。

また、平成30年度からは、これまで小学校入学後に学用品費を支給していたものを、入学前の3月に新入学児童入学準備金として支給することとしており、現時点では、これ以上の前倒しは難しいものと考えております。

以上でございます。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、山本委員。

**○山本武朝委員** この請願第1号のほうですけれども、やはり、イメージと

してはモデルケースを公表したほうがわかりやすいと思ったんですが、配布用チラシは、これは今でも配布しているんですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 配布用チラシについては、制度の内容等を詳しく説明したものを配布させていただいております。

○花田明仁委員長 山本委員。

○山本武朝委員 全生徒にですか。（「はい」と呼ぶ者あり）オーケー、それはやっているんですね。

○花田明仁委員長 ほかに……、はい、木下委員。

○木下靖委員 いろんなケースがあるので、幅広く制度を活用してもらうために、現在その基準については公表していないという説明だったと思うんですが、具体的にはどういう表現になっているんですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 チラシのほうにおいて、就学援助の趣旨や対象となる方ということで、条件というか基準——例えば、具体的に申し上げますと、生活保護を受給されている方、市民税が減免または非課税になっている方、そのほか、世帯の総収入額が少なく経済的に困っている方などということで御案内しております、詳しくは担当課にお問い合わせいただくということで対応しております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 まあ、世帯の総収入額が少なくてということもありますけれども、そこにはその具体的な額というものは示されていないくて、「少なく」という表現だけということですよ。ということであれば、なかなかわかりづらい面はあるのかなと。ただ、担当課にお問い合わせくださいというのはもちろん必要だし、それはいいんですけれども、もうちょっとその——何というんでしょう、自分も該当するかなと思うような人は積極的に担当課に問い合わせてくださいとか、何かそういった工夫が必要なのかなと思いますけれども、できることであれば、幅はあるにしても、何らかのその基準というようなものは示したほうが、わかりやすいのはわかりやすいと思うんですよ。そのことは、一応意見で申し上げておきます。

それと、請願第2号のほうは、学用品費の支給の今以上の前倒しは難しいということだったんですが、それはどういう理由だったか、もう1回お願いします。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 学用品費につきましては、もともと6月に支給していたものを5月に支給するというようにして、1カ月早めたとい

う経緯が平成 25 年度から平成 26 年度にかけてありましたけれども、新入学児童に関しては、以前の請願が採択されたこともあって、入学前にということで進めております。そのようなことで、年度内にやるということになると、その時点でさまざまな申請を受けて対応するということになりませんが、在校生であれば、あらかじめわかっているので対応はできるということもあったんですけども、あらかじめ在校生であれば申請していただいて、それを年度終わりに具体的にということになりますが、新年度の前にするということになると、作業量も膨大になりますし、審査にも相当時間かかります。今、新入学児童についてはかなり時間がかかっているという経緯もあり、さまざまな影響が出てくるという事務的な対応もあって、とりあえず新入学児童に関しては、入学する前にさまざまな御準備があるかどうかということで前倒しでやってきましたけれども、その他の学用品費については、これまでと同様に年度をまたいでの対応ということでやらせていただいています。

以上でございます。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 今の説明だと、新入学児童に関しては前倒しでやっているという話ですね。そして、在校生については作業量が膨大でちょっと難しいという話だったかなと思うんですが、作業量が膨大だということですけども、どれくらいの割合の子どもたちがその対象になっているんですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 どれくらいの方が対象になっているかということですけども、認定される方は約 4000 人強という数字になっておりまして、その中で、新入学児童に当たる方は 300 人から 400 人というような数字になっております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 全体で約 4000 人で、新入学児童が 300 人から 400 人だったら、9 割が在校生ということですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 9 学年ありますので、そのうちの 1 割が新入学児童ですが、およそ 300 人から 400 人です。

○花田明仁委員長 よろしいですか——はい、藤田委員。

○藤田誠委員 請願第 1 号の件で、今の教育委員会事務局理事の説明を聞いてみると、認定の基準を公表して——就学援助をもらうときは、たしか有料で課税証明書をとらないといけない。そして、認定の基準がわからないから、とにかく申請を出さなければいけないと。そうすると、それが無駄になることもある。そういう意味では、ある程度の基準を示して、でもそのケースに

よって違うということはきちんと示して、対象になりそうな人は申請してくださいと言えば済むことだと私は思います。

請願第2号のほうは、学用品費の支給を以前の6月から5月にして、まあ、新年度への事務が大変だからということですが、じゃあ、その前にやっておけば、新年度は仕事が楽になるわけだから、それは私は理屈が通らないと思うし、やはり在校生を対象にして——例えば、転校とかそういう手続のある人は別にして後から支給したとしても、やはり年度内に支給して新たな学期を迎えるということは、これは事務手続上できるんだったら、やるべきではないかという意見です。

**○花田明仁委員長** ほかに……、はい、工藤委員。

**○工藤健委員** 請願第1号のほうですけれども、やはり申請する側にとっては、目安というものは、文章とかだけではなくて——例でいいと思うんですよ。それを挙げて、ケースによってはもちろん上下すると。それを超えていてももらえる場合もあるし、満たなくてももらえない場合もあるということのただし書きは必要ですけれども、何か具体的なものがないと、最初のアクションを起こせないと思うんですよ。ですから、それは必要だと思います。きちんとそれをフォローする説明があればいいだけの話だと思いますので。

そして、もう1つの請願第2号ですけれども、この支給の繰り上げについても、やはり経済的に厳しい方がそれを申請するわけですから、そこはやはり配慮して、事務的な対応が厳しいということもわかりますけれども、できるだけ善処していただきたいというように思います。

**○花田明仁委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 請願第1号のほうですけれども、そもそもこれは、もともとやっていたものです。平成19年から認定基準の目安を公表して、ホームページでもお知らせチラシでもやっていたものだし、お金がかかるものではないので、ぜひ市民のことを考えて、目安の公表を復活していただきたいと思います。

それから、請願第2号も、先ほどから出ていたように、そもそも在校生は、継続になるということはわかっている人はわかっているんですから、事務量が膨大だなどと言っていないで、市民の負担軽減の観点から実施するべきだと思います。

以上です。

**○花田明仁委員長** そのほか発言ありませんか。はい、山本委員。

**○山本武朝委員** 済みません、もう1回。

請願第1号のほうですが、今年度から、このモデルケースを公表することをホームページとチラシから削除しているということですが、じゃあ、例えばそのモデル世帯じゃなくても、例えば所得の少ない方とか非課税世帯

の方は御相談くださいというような周知は、何かしているのでしょうか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 先ほどの答弁ともちょっとかぶるかもしれませんが、対象になる方ということで、具体的に、例えば生活保護を受給する方ですとか、市民税が減免または非課税の世帯の方ですとか、国民年金の掛金が減免されている方等々の具体的な例と、あとは、その他、世帯の総収入額が少なく経済的にも困っている方ということで御案内差し上げております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 山本委員。

○山本武朝委員 それは、チラシとホームページにも出ていますか。もう1回、くどいですがけれども。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 配っているチラシと、あとホームページ上でもそれは見ることができます。

○花田明仁委員長 山本委員。

○山本武朝委員 済みません。あと、請願第2号は、在学生のものであるので、これは事務的に配慮すると現状でいいと思います。意見です。

○花田明仁委員長 そのほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、まず、請願第1号についてお諮りいたします。

請願第1号について、継続審査すべきとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 それでは、これより採決いたします。

請願第1号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第1号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○花田明仁委員長 起立多数であります。

よって、請願第1号は、採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号についてお諮りいたします。

請願第2号について、継続審査すべきとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** それでは、これより採決いたします。

請願第2号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第2号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**花田明仁委員長** 起立多数であります。

よって、請願第2号は、採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号「青森市立西中学校改築に関する請願（その1）」及び請願第4号「青森市立西中学校改築に関する請願（その2）」の計2件については、内容に関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決については、請願ごとに1件ずつ行います。

それでは、両請願に対する市当局の意見、対策等について説明を求めます。教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 請願第3号及び第4号の青森市立西中学校改築に関する請願について、教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第3号につきましては、「青森市立西中学校改築の際に、エレベーターを設置すること」、また、請願第4号につきましては、「青森市立西中学校改築の際に、各階に多目的トイレを設置すること」というものであります。どちらも西中学校の改築に関連した内容ですので、考え方についてはまとめて御説明申し上げます。

なお、西中学校の改築については、今年度、校舎改築の実施設計を行っているところであり、来年度に着工する予定となっております。

まず、本市の学校施設のバリアフリー対応につきましては、近年の改築に当たり、玄関に車椅子対応のスロープの設置や建物内部の床面の段差の解消、さらには、校舎の1階に車椅子に対応した広さでオストメイトに対応した設備を設けた多目的トイレの設置などを標準とし、バリアフリー化への配慮に努めてきたところです。また、近年の改築校に比べバリアフリー対応が図られていない既存の学校についても、必要に応じ、玄関のスロープ、階段手すり、多目的トイレの整備などバリアフリー化へ配慮してきております。

西中学校の改築に当たりましては、校舎においては、生徒昇降口にスロープ、1階に多目的トイレを設置するほか、体育館においても、玄関にスロープ、多目的トイレを設置するとともに、どちらも床面の段差の解消を図るなどバリアフリー対応をすることとしております。

請願第3号の請願事項である「青森市立西中学校改築の際に、エレベーター

を設置すること」につきましては、学校施設の改築に当たってはエレベーターの設置はしてきておらず、西中学校の改築に当たっても、エレベーターの設置については予定していないところであります。

また、請願第4号の請願事項である「青森市立西中学校改築の際に、各階に多目的トイレを設置すること」につきましては、先ほども申し上げましたが、西中学校の改築に当たっては、校舎の1階と体育館の合わせて2カ所に多目的トイレを設置することとしており、各階への多目的トイレの設置については予定していないところであります。

以上でございます。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、木下委員。

**○木下靖委員** まず、今の説明では、玄関へのスロープの設置と校舎内部の段差の解消という話はされていたんですが、そうすれば、例えば車椅子の生徒さんが階段で移動しなければいけないような場合の対応については、どのように考えていますか。

**○花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 車椅子の生徒さんが縦方向の2階、3階に移動するケースということの御質疑であります。

車椅子を御利用する方が学校に入学する際には、入学前に保護者の方、学校、教育委員会で話し合いまして、どういう対応が可能か、できるかということをお話しした上で対応しております。例えば、その一つの例としては、介助する方が支えながら上がっていく、もしくは抱えながら、背中におぶっていくなどという対応が――その方々それぞれの対応ということになりますけれども、一例としてはそのような対応ということで、なるべく学習活動に支障がないように一緒にできるような対応ということをしております。

以上でございます。

**○花田明仁委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 現在、小柳小学校にはエレベーターを将来的に設置するスペースが確保されているというように聞いたんですが、それは間違いないですか。

**○花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 小柳小学校のお話ですけれども、あらかじめエレベーターをそのように設置するということでのスペースは確保しておりますが、エレベーターにつきましては、既存の校舎でも、技術的には後からでも設置することは可能であるというようには考えております。

以上でございます。

**○花田明仁委員長** 木下委員。

○木下靖委員 それじゃあ、例えば今実施設計している西中学校においても、それは将来的に設置するとなれば可能だということですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 繰り返しになりますけれども、あらかじめエレベーターの設置を予定したものはありませんが、技術的に――経費の面なども考慮しないでのお話になりますけれども、後からエレベーターを設置するということは、さまざまな手法があるでしょうけれども技術的には不可能ではないということでのお話であって、あらかじめエレベーターの設置を予定しているということではありませんので、御理解いただきたいと思えます。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 技術的に不可能ではないということと、将来的に必要なが生じた場合に設置できるような準備をしておくということは、かなり違うような気がするんですよ。技術的に不可能ではないというのは、文字どおり不可能ではないというだけの話で、すごく困難かもしれないですよ。それくらいだったら、設計の段階で将来用に設置できるような準備をしておくということも可能でしょうし、そこについては、どうなのでしょう、例えば車椅子を使わなければならないようなケースというものは、どの生徒さんにもあり得る話ですし、場合によっては教師だってそういう状況になり得ることはあると思うんですよ。そうなったときに、じゃあ学校として対応できるのかということを考えれば、やれる段階にあるのであれば、そのような準備はしておくべきかなというように考えます。そのように一応申し上げておきます。

○花田明仁委員長 ほかに……、はい、藤田委員。

○藤田誠委員 私は、公共施設の多目的トイレのあり方というか、使用目的というか、昔から言っているんですけども、アウガのトイレには大人用のベッドをやっと1個つけてもらいました。浪岡中央公民館は――私が一般質問して、これからの公共施設には大人が横になっておむつを取りかえることができるベッドを設置していきますという答弁があったけれども、実際は、浪岡中央公民館のトイレではそれが無視されていてびっくりしましたが、この西中学校の多目的トイレの仕様は、どのようなものになっているのでしょうか。生徒さんには大きい生徒さんもいるし、車椅子ばかりではない人の対応もしなければならない場合もあるので、この多目的トイレは、どういう仕様のトイレなのか教えてください。

○花田明仁委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 こちらの仕様については、基本的には車椅子が動き回れるようなスペースと、あと、オストメイトの対応ができる機能がついているものであります。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** じゃあ、最低の——例えば、場合によってはここはいろんな意味で使われる避難所になったりする場合もあると。多目的トイレは、普通は最低でも赤ちゃん用のベッドがついているんだけれども、それはつけるような形なんですか。答弁を求めます。

○**花田明仁委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 今用意する多目的トイレについては、ベッドを設置するということは、あらかじめは予定されていないものであります。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○**花田明仁委員長** そのほか発言ありませんか——工藤委員。

○**工藤健委員** エレベーターですけれども、実際に車椅子の方が入学するとなると、現実的に考えればエレベーターは必要ですよ。その都度、例えば支援員の方が運ぶというのは、どうなんでしょう、イメージとしてはなかなか難しいと思うんです。特にこれからの時代、既にある校舎を改修してということとはなかなかハードルがあるとしても、新しくつくる校舎に関しては——先ほども話がありましたけれども、教師の側、あるいはいわゆる障害者雇用の点からも、これから可能性があるわけですから、そういうバリアフリーの環境というものは最低限整えておく。特に、上下移動するものであるエレベーターは必須だと思います。

そして、多目的トイレについても、トイレというものは生理的にはもう絶対必要なものですから、それを障害者の方が使うということであれば、3階で授業を受ける人が1階の多目的トイレに行くというその距離とか、動作とか、あるいは行かせてくださいという依頼をする、そういうことを想定すると、なかなか厳しいんじゃないかなと思います。そこはやはり、今のこの時代、きちんと考え精査しながら、準備できるものは準備するということをすべきだと思います。

○**花田明仁委員長** そのほか発言ありませんか。はい、館山委員。

○**館山善也委員** 今、工藤委員がおっしゃったように、各階に移動するのであれば必要だと僕も思いますけれども、車椅子を利用しなければいけない子どもは、1階で授業できないんですか。必ず2階、3階に上がらなければ、学校生活は送れないんですか。

○**花田明仁委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** その生徒さんによってということになると思うんですが、特別支援のクラスで勉強されている方は、多くは1階での授業が想定されているものですが、例えば、授業内容によっては特別教室での授業を受けるということが想定されることはあると思います。ただ、

個々の生徒さんの状況によって変わってきますので、一概には言えませんけれども、全てが1階で間に合うということではないことが想定されることはあると思います。

○花田明仁委員長 館山委員。

○館山善也委員 例えば、エレベーターでそうやって上って行って——今、震災とかの話にはなってくるんですけれども、そういったときというのは、介助が必要で逃げおくれるとかということはないものですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 ちょっとそこについては、具体的にどういふ事例があるのかということとは正確には把握できておりませんので、なかなかお答えしづらいところがありますけれども、ケースによっては……（教育部長が手挙げている）と呼ぶ者あり）

○花田明仁委員長 では、教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 障害のある方につきましても、防災訓練等で訓練しておりますので、有事の際には、その訓練に応じて避難するという形になります。

○花田明仁委員長 館山委員。

○館山善也委員 もう1回話が戻るんですけれども、例えばこういうお子さんが入学することが想定された場合に、今の状態で、仮に1階であれば多目的トイレもあって、ほかの教室で学ぶ環境があると思うんですけれども、どうしても2階に上がらなければいけないとか3階に上がらなければいけないということは、あるんですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 肢体不自由の特別支援学級などは、大体1階にありますので、全ての教科等がそこで賄えるという場合には、ほかのところに行かなくてもいいと。特に、体育館とか校庭などは1階にありますので、それはそれで賄えると。ただ、特別支援学級の子どもは、その子どもにもよりますけれども、交流の教育というものを時々やります。まあ、そのお子さんの実態に応じて行われますので、全部がやるとは限りませんが、そのようなときには、確かに通常学級が2階にあったり3階にあたりするということにもなります。その辺は、先ほど理事からお答えしましたけれども、入学前にそういうプログラムを組んで、保護者の方と相談しながらやっていくという形になります。そのような感じでやっております。

○花田明仁委員長 館山委員。

○館山善也委員 そうすると、その相談の結果として、車椅子が必要な方でも十分な教育は受けられる環境にあるという考え方でよろしいんですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長**　そういうことになります。十分相談して――移動の際にエレベーターになるか介助してあげるかという違いではありませんけれども、教育内容については支障がないように取り組んでおりますし、今後もそうしてまいりたいと考えております。

○**花田明仁委員長**　ほかに……、はい、村川委員。

○**村川みどり委員**　移動の際に車椅子か介助かという話なんですけれども、車椅子に乗っている人から見れば、自分で移動できないということがどれだけつらいかということは、十分配慮してあげないと――ましてや子どもだし、人の手を借りて移動しなければならないことがとても負担になるというところを、しっかり考えてあげないとだめだと思います。

それで、先ほどの答弁だと、多目的トイレは1階だけだと。それから、エレベーターも予定していないということですが、その理由は何ですか。

○**花田明仁委員長**　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事**　今の仕様になっている理由ということですが、先ほども申し上げましたが、これまでも学校施設の改築の際のバリアフリー対応としまして、基本的には先ほど申し上げたようなスロープもしくは多目的トイレの設置、そして段差の解消というものを基本にやっております。ですので、西中学校の今の改築にあっても、同様の対応とさせていただきますというところです。

以上でございます。

○**花田明仁委員長**　村川委員。

○**村川みどり委員**　「これまでも、これまでも」と言うけれども、今回、確実に車椅子を使う子が入学するということが事前にわかっているんですから、「これまでも」じゃなくて、これからその子のためにどうするかということをも改めて考える必要があるんじゃないですか。

○**花田明仁委員長**　教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事**　今後入学が予定されている方がいるというお話ですが、現時点では、これまでと同様の対応での改築ということで予定しております。

以上でございます。

○**花田明仁委員長**　村川委員。

○**村川みどり委員**　じゃあ、これから入学する予定の子どものことは、考えるつもりはないということですよ。

○**花田明仁委員長**　教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事**　これまでも、子どもさんの対応につきましては、先ほど来申し上げておりますけれども、入学前に学校、教育委員会そして保護者の方が話し合った上で、適切な対応ができるようにしてきてお

りますので、子どもさんの学習活動に支障がないような対応ということについても、これまでと同様に今後もやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 きょう、この子どもが入学する予定の請願者の方が傍聴にせっかく見えているので、皆さんの了解でよろしければ、請願者の思いとか、御意見を聞いてみたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 はい、議会事務局。

○山田達議事調査課主査 今、村川委員からお話がありましたけれども、ちょっと確認ですが、委員会の場では傍聴者の方は発言できないことになっていますので、もしきょうそれをやるとすれば、例えば委員会を暫時休憩して、休憩中にやるとかということも考えられるんですが、そういう意図なのかどうか、ちょっと確認させていただければと思います。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 はい、そういう対応で、もしよければ——せっかく請願者が来ているので、思いを聞ける機会にしたいなと思っていました。

○花田明仁委員長 ただいま、村川委員から、委員会を暫時休憩し、休憩中に請願者からお話を聞いてはどうかとの提案がありました。これについて、委員の皆さんから御意見がありましたらお願いいたします。はい、工藤委員。

○工藤健委員 私は別に構いません。

○花田明仁委員長 そのほかありませんか——よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 それでは、本委員会を一旦休憩し、請願者からお話をお聞きすることにしますが、それが終了した後、引き続きすぐ委員会を再開いたしたいと思いますので、理事者の皆さんはこのまま御着席ください。

それでは、この際、暫時休憩いたします。

**午前 11 時 13 分休憩**

---

**午前 11 時 24 分再開**

○花田明仁委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

ほかに発言ありませんか。はい、丸野委員。

○丸野達夫委員 仮に、エレベーターの設置と各階への多目的トイレの設置

を行うとした場合の費用は、積算していますか。

○花田明仁委員長 答弁できますか——教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 多目的トイレについては、ちょっと個別の積算はないんですが、エレベーターは2000万円以上ということで確認しております。

○花田明仁委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 そうすると、仮にこの請願が実現したら幾らかかるかということが積算できていないということですので、我が会派は継続審査を望みます。

○花田明仁委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、まず、請願第3号についてお諮りいたします。

請願第3号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

請願第3号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

次に、請願第4号についてお諮りいたします。

請願第4号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

請願第4号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )